

第131号議案

公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

提出者 足立区長 近藤 弥生

公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いに関する合意について

下記のとおり足立区立保育所の指定管理者と合意する。

記

1 相手方

東京都足立区鹿浜五丁目28番18号

社会福祉法人太陽会

理事長 藤木 二幸

2 合意の概要

足立区立新田おひさま保育園の平成30年度末時点の積立金のうち、職員に対する退職給付及び賞与に係る引当金相当額として、指定管理者が保有すべき金額と認め、その残額を区に返還する。

3 指定管理者が保有することを認める金額

38,243,306円

4 区への返還額

50,874,095円

(提案理由)

公設民営保育園の管理運営に係る積立金の取扱いについて、相手方と合意するため、地方自治法第96条第1項第12号の和解の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。